

【実質赤字比率】

○ 実質赤字比率とは

- ・ 当該地方公共団体の一般会計等を対象とした、実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。
- ・ 福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標とも言えます。

○ 計算式

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 ※1}}{\text{標準財政規模 ※2}}$$

※1 一般会計及び特別会計のうち一般会計に相当する会計における実質赤字の額

実質赤字の額 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)

※2 地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額

○ この指標の見方

- ・ 実質赤字額は、歳入が歳出に不足したために、①翌年度の歳入を繰り上げることで赤字を実質上翌年度に繰り越した場合（繰上充用）、②本来支払うべき債務を繰り延べた場合（支払繰延）、③本来行うべき事業を繰り越した場合（事業繰越）に発生するものです。
- ・ 地方公共団体の財政運営においては、本来、このような赤字は生じないようにすべきものです。よって、早期健全化基準未満の数値であったとしても、実質赤字が生じた場合はその原因を明らかにするとともに、早期に解消することが必要になります。

【連結実質赤字比率】

○ 連結実質赤字比率とは

- ・ 公営企業会計等を含む当該地方公共団体の全会計を対象とした、実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率です。
- ・ 全ての会計の赤字や黒字を合算して、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標とも言えます。

○ 計算式

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額 ※3}}{\text{標準財政規模}}$$

※3 イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額

- イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
- ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
- ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
- ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

○ この指標の見方

- ・ この指標は地方公共団体の全ての会計の黒字と赤字を合算することで、全体としての財政状況を把握するものです。一般会計が黒字でも別の会計に赤字が多くあれば、その団体全体として財政状況が良いとは言えません。この指標により、一般会計だけでなく公営企業会計等も含めた、団体全体の財政状況の評価が可能となります。
- ・ ただし指標の特性上、団体によっては、個々に赤字会計があったとしても、黒字会計に相殺されて見えにくくなる場合があります。
- ・ 生じている赤字要素が他会計の黒字要素で解消されれば良いとは必ずしも言えません。特に公営企業は独立採算が原則となっていますので生じた資金不足は個別に解消する必要があります。連結した比率の結果が「－」であっても、その内訳となる個々会計の赤字について、その規模や性質等を分析した上で、評価や改善を行うことが必要になります。